

# 県立自然公園の候補地の選定及び指定要領について

鹿児島県自然保護課

令和元年8月29日

# 自然公園の指定に係る関係規定

- 一般的に自然公園の指定は、候補地選定後、景観関係・権利制限、産業等・社会状況・自然環境の利用状況及び施設について調査を行い、区域の決定と同時に公園計画も決定した上で、指定の告示を行っている。

## 【参考】国立公園及び国定公園の指定に係る関係規定

選定

- 国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領(H25. 5)  
〔改正前: 自然公園選定要領(S27. 9(S46. 12一部改正))  
改正前: 自然公園指定要領(S27. 9)〕

調査

- 国立公園及び国定公園の調査要領(H25. 5)  
〔改正前: 国立公園基本調査標準(S28. 10)〕

指定・  
計画作成

- 国立公園の公園計画作成要領等(H25. 5)  
〔改正前: 同上(H15. 5), 同上(S54. 4)〕

# 各都道府県の都道府県立自然公園指定 に係る関係規定策定状況について

- 各都道府県の都道府県立自然公園指定に係る関係規定の策定状況を調査したところ、策定しているのは以下の都道府県のみであり、その他の都道府県は規定がない状況であった。

規定	策定済みの都道府県
候補地の選定 及び指定要領	北海道，山口県，鹿児島県
調査要領	—
公園計画 作成要領等	北海道，青森県，富山県，静岡県，福岡県

# 本県の県立自然公園選定の根拠規定

指定年	公園名	選定の根拠規定
S 2 8	阿久根県立自然公園 藺牟田池県立自然公園 志布志湾県立自然公園 吹上浜県立自然公園 坊野間県立自然公園	昭和 2 3 年の国の要領を基にした県立公園選 定基準
S 3 9	川内川流域県立自然公園	昭和 2 7 年の国の自然公園選定要領を用いた ものと思われる。
S 5 2	高隈山県立自然公園 大隅南部県立自然公園	昭和 2 7 年の国の自然公園選定要領を用いた ものと思われる。
S 5 6	甌島県立自然公園	昭和 2 7 年の国の自然公園選定要領を基にし た県立自然公園選定要領
H 4	トカラ列島県立自然公園	昭和 2 7 年の国の自然公園選定要領（昭和 4 6 年一部改正後）を基にした県立自然公園選 定要領

# 国立公園・国定公園の選定要領（1）

- 第3次生物多様性国家戦略（H19）で「国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、国立・国定公園の全国的な指定の見直し、再配置を進める」とした。
- 平成19年から、国立・国定公園総点検事業を実施し、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から重要な地域を抽出し、現在の国立・国定公園区域との重複状況を分析（ギャップ分析）し、候補地の案を選定。
- 環境省において、昭和27年策定の「自然公園選定要領」から、平成25年に「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」によることとした。

# 国立公園・国定公園の選定要領（２）

要件	自然公園選定要領(S27)	候補地選定及び指定要領(H25)
景観	自然の風景地を景観の特徴により風景型式に分類し、その型式が支配する景観区を決定	同左
	陸上景観は、地形地質、地被、自然現象、野生動物、文化景観等の景観価値を評価する。海中景観は、海中動植物、海中地形等の景観価値を評価する。	—
	—	傑出性の高い景観の特徴を簡潔に表現する主題を設定し、その主題と関連性の深い景観要素を決定。主題と景観要素を考慮し景観区の基本区域を決定し、候補地とする。基本区域の外側に優れた自然の風景地等がある場合は、付加区域として候補地に選定することができる。
土地	特別地域予定地の大部分が国有・公有か、保安林その他で景観の保護に適していること。社寺有地、私有地を包含する場合は、土地所有者等が特別地域の設定に協力的であること。	—
産業	特別地域予定地は各種産業開発による景観破壊のおそれが少ないこと。	—

# 国立公園・国定公園の選定要領（3）

要件	自然公園選定要領(S27)	候補地選定及び指定要領(H25)
利用	候補地への到達の利便又はその収容力, 利用の多様性若しくは特殊性よりみて多人数の利用に適していること。	候補地への到達の利便性若しくはその収容力又は利用の多様性若しくは特殊性からみて, 多人数による利用が可能であること。
地域社会との共存	—	候補地について, 国立公園又は国定公園として保護及び利用することについて地域社会の理解が得られること。
候補地区域の決定	原則として1つの景観区の区域によるものとし, 2つ以上の景観区が近接し, かつ利用上緊密な一連の関係が存し, 更に両者の評価が近似する場合は2つ以上の景観区を併せて1つの区域とする。	原則として1つの景観区から構成されるが, 2つ以上の景観区が隣接し, かつ利用上緊密な一連の関係が存在し両者の景観の傑出性, 規模等に係る評価が近似する場合は2つ以上の景観区を併せて1つの候補地とすることができる。
指定区域の考え方	自然公園候補地の区域は, 特別地域予定地のほかに自然公園の保護利用上必要最小限度の地域を加えたものとする。	国立公園及び国定公園の指定区域は, 基本区域の多くを含むように努める。また, 付加区域には, 公園において想定される利用形態を明確にした上で, 公園利用を行うために必要となる区域を含めるように努めるとともに, 基本区域における良好な景観及び風致を維持するために関連性の深い区域であり, 景観及び風致を保護する上で緩衝地帯となる区域を含めるように努める。

# 国立公園・国定公園の選定要領（４）

風景形式	自然公園選定要領(S27)	候補地選定及び指定要領(H25)		
大規模な地形区分	山地, 高原, 湖沼, 河川, 湿地, カルスト地形, 海岸, 半島, 島しょ(詳細省略)	同左		
		海域	湾	湾
			サンゴ礁	サンゴ礁, 礁湖
			干潟	前浜干潟, 河口域干潟
生態系	—	陸域	自然林生態系, 自然草原生態系, 自然海岸生態系, 島しょ生態系	
		陸水域	河川生態系, 湖沼生態系, 湿地生態系	
		海域	サンゴ礁生態系, 干潟生態系	
		その他	固有種が集中して分布している地域, 日本列島の地形地質の形成史を反映した特徴的な生態系が成立している地域, 多様な生態系が複合的に一体となって豊かな風景を形成している地域	



# 自然公園総点検等を踏まえた 県立自然公園選定要領検討の必要性（１）

## 自然公園総点検事業

- 「生物多様性鹿児島県戦略」において、生物多様性保全の観点から県立自然公園を総点検することが戦略的取組とされており、これを踏まえ、県内において、自然公園や鳥獣保護区などの保護地域に指定されていない生物多様性保全上重要な地域を科学的に抽出し、保護地域に指定されていない場合は、県立自然公園に指定して保全を図ることとした。

## 環境文化型の自然公園

- 平成29年に指定された奄美群島国立公園では、人と自然とのかかわりを示す風景が環境文化景観として評価された。

## 自然公園総点検等を踏まえた 県立自然公園選定要領検討の必要性（2）

### 県立自然公園選定要領検討の必要性

- 現在の県立自然公園選定要領は平成3年に、当時の国の「自然公園選定要領」に基づき策定されたものであり、現在の国の「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」に基づき改正する必要がある。
- 改正に当たっては、自然公園総点検事業において抽出された生物多様性保全上重要な地域を保全することを念頭に、生物多様性の観点を盛り込むとともに、新たな考え方としての環境文化景観の観点を盛り込むこととする。



# 新選定要領案の概要（１）

要件	新選定要領(案)	国の要領との比較
1 県立自然公園の候補地の選定	県立自然公園の候補地は、以下の要件を満たす地域を選定する。	同じ
第1要件 景観	<p>① 県立自然公園の景観</p> <p>県を代表する優れた自然の風景地であり、<u>県民及び県外からの来訪者の保健、休養及び教化並びに生物の多様性の確保に供するために保護し、利用を促進することが適当である地域。</u></p>	<p>国定公園の景観</p> <p>我が国の風景を代表し、国立公園に準じて傑出性が高い自然の風景を有する地域又は優れた自然の風景地であり、広域からの多人数による利用に供するために保護し、利用を促進することが適当である地域。</p>
	<p>② 候補地の考え方</p> <p>候補地の選定に当たっては、自然の風景地を景観の特徴により風景型式に分類し、その型式が支配する景観区を決定する。景観の特徴を簡潔に表現する主題を設定し、その主題と関連性の深い景観要素を決定するとともに、その主題と景観要素を考慮して、景観区の基本区域を決定し、候補地とする。また、基本区域の外側に優れた自然の風景地等がある場合は、付加区域として候補地に選定することができる。風景型式の例は別紙のとおりとする。</p>	<p>候補地の考え方</p> <p>候補地の選定に当たっては、自然の風景地を景観の特徴により風景型式に分類し、その型式が支配する景観区を決定する。傑出性の高い景観の特徴を簡潔に表現する主題を設定し、その主題と関連性の深い景観要素を決定するとともに、その主題と景観要素を考慮して、景観区の基本区域を決定し、候補地とする。また、基本区域の外側に優れた自然の風景地等がある場合は、付加区域として候補地に選定することができる。風景型式の例は別紙のとおりとする。</p>

※下線部が県独自の規定

# 新選定要領案の概要（2）

要件	新選定要領(案)	国の要領との比較
	候補地には、 <u>主題と関連性が深く景観上又は利用上緊密な一連の関係が存在する複数の景観区を含めることができるほか、主題の関連性の深い景観要素が候補地の外側の国立公園又は国定公園内にあってもよいこととする。</u>	候補地は、原則として一つの景観区から構成されるものとするが、二つ以上の景観区が隣接し、かつ、利用上緊密な一連の関係が存在するとともに、両者の景観の傑出性、規模等に係る評価が近似する場合には、二つ以上の景観区をあわせて、一つの候補地とすることができる。
第2要件 規模	<u>比較的広大な地域とし、特に面積要件は定めない。</u>	国定公園の候補地 原則として約1万ヘクタール以上の区域面積を有すること。ただし、海岸又は島しょを主体とする候補地にあつては、原則として約3000ヘクタール以上の区域面積を有すること。
第3要件 自然性 (①～④のいずれかに該当すること)	<p>① <u>その生態系が良好な自然状態を保持している原生的な景観核心地域を有していること。</u></p> <p>② <u>その生態系が良好な自然状態を保持しており本県の固有種が自然分布し安定的な生息・生育地となっていること。</u></p> <p>③ <u>地形地質の形成史を反映した特徴的な地形地質又は生態系がみられること。</u></p>	国定公園の候補地 原生的な景観核心地域が原則として約1000ヘクタール以上の区域面積を有すること。ただし、海岸を主体とする候補地にあつては、景観核心地域となる海岸線が原則として約10キロメートル以上の延長、島しょを主体とする候補地にあつては景観核心地域が原則として約500ヘクタール以上の区域面積を有すること。

※下線部が県独自の規定

# 新選定要領案の概要（3）

要件	新選定要領(案)	国の要領との比較
	④ <u>多様な生態系が文化的景観と相まって複合的に一体となって豊かな風景を形成していること。</u>	
第4要件 利用	候補地への到達の利便性若しくはその収容力又は利用の多様性若しくは特殊性からみて、 <u>社会的及び自然的特性をふまえた適切な人数による利用が可能であること。</u>	候補地への到達の利便性若しくはその収容力又は利用の多様性若しくは特殊性からみて、 <u>多人数による利用が可能であること。</u>
第5要件 地域社会との 共存	候補地について、 <u>県立自然公園として保護及び利用することについて地域社会の理解が得られること。</u>	候補地について、 <u>国立公園又は国定公園として保護及び利用することについて地域社会の理解が得られること。</u>
第6要件 全国的な配置	—	<p>国立公園の候補地及び国定公園の候補地のうち国立公園に準じて傑出性が高い自然の風景を有する地域については、全国的な配置は考慮しない。</p> <p>国定公園の候補地のうち、優れた自然の風景地であり、広域からの多人数による利用に供するために保護し、利用を促進することが適当である地域については、全国的に配置の適正を図る。</p>

※下線部が県独自の規定

# 新選定要領案の概要（４）

要件	新選定要領(案)	国の要領との比較
2 県立自然公園の指定		
指定区域の考え方	<p>県立自然公園の指定区域は、基本区域の多くを含むように努める。また、付加区域には、公園において想定される利用形態を明確にした上で、公園利用を行うために必要となる区域を含めるように努めるとともに、基本区域における良好な景観及び風致を維持するために関連性の深い区域であり、景観及び風致を保護する上で緩衝地帯となる区域を含めるように努める。</p>	同じ
指定作業	<p>県立自然公園の指定に当たっては、「国立公園及び国定公園の調査要領」(平成25年5月17日付け環自国発第1305172号自然環境局長通知)を参考にして、必要な調査を行うとともに、「国立公園の公園計画作成要領」、「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」及び「国立公園の区域図及び公園計画図作成要領」(平成25年5月17日付け環自国発第1305173号自然環境局長通知)に従って指定書及び公園計画書を作成し、区域を指定及び公園計画を決定する。その際、「国立公園の公園計画等の見直し要領について」(平成25年5月17日付け環自国発第1305174号自然環境局長通知)に準拠して作業を行う。</p>	同じ

# 新選定要領案の概要（５）

要件	新選定要領(案)	国の要領との比較
県立自然公園を対象とした風景型式の例	<p>県立自然公園の対象となる自然の風景地は広範囲に及ぶことから、大規模な地形区分、生態系及び人と自然との関わりを示す風景(環境文化景観)を対象として区分し、比較的小規模な地形、地質、<u>県土の形成史</u>、生態系の種類等を考慮したうえで風景型式を決定する。以下に、県立自然公園を対象とした風景型式を例示するが、風景の型式分類は自然環境及び社会環境の変化、新たな知見の集積等の理由により変化することが想定されるものである。</p>	<p>国立公園及び国定公園の対象となる自然の風景地は広範囲に及ぶことから、大規模な地形区分及び生態系を対象として区分し、比較的小規模な地形、地質、日本列島の形成史、生態系の種類等を考慮したうえで風景型式を決定する。以下に、国立公園及び国定公園を対象とした風景型式を例示するが、風景の形式分類は自然環境及び社会環境の変化、新たな知見の集積等の理由により変化することが想定されるものである。</p>
大規模な地形区分	(省略)	同じ
生態系	(省略)	同じ
人と自然との関わりを示す風景(環境文化景観)	<p><u>古道、神社、祭祀場、野湯、産業遺構、田畑、牧場、伝統行事、自然の恵みを活用した生活・食に関する文化等が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域</u></p>	—

※下線部が県独自の規定



# 選定要領策定の今後のスケジュール（案）

時期	内容
R元. 8	県環境審議会自然環境部会で、選定要領案について説明、協議
R元. 8～ R2. 2	県自然環境審議会自然環境部会の協議も踏まえ、選定要領を策定 自然公園総点検事業において抽出された4地域中、今年度までに調査をひとつおき終了した2地域（南薩地域、三島）について、新選定要領をもとに候補地要件の適合性について検討し、区域の検討を実施
R2. 2	県環境審議会自然環境部会で、新選定要領をもとに県立自然公園の指定について諮問・答申